

# 内部統制システム基本方針

## 1. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および使用人が、公正かつ高い倫理観をもって行動し、信頼される経営体制を確立・維持できるように、「SBPLグループコンプライアンス10カ条」および「コンプライアンス組織・手続規程」を制定する。
- (2) 「コンプライアンス組織・手続規程」に基づき、CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を設置し、法令、定款および社内規程の遵守体制を確保する。
- (3) コンプライアンス意識の定着と向上を図るため、取締役および使用人に対してコンプライアンスをテーマとした社内研修を定期的実施する。
- (4) 総務所管部署および外部法律事務所を窓口とする内部通報制度「SBプレイヤーズグループホットライン」を設置し、法令違反またはそのおそれがある事実の早期発見に努め、通報者が内部通報窓口で報告・相談を行ったことを理由として、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保する。
- (5) 内部監査所管部署は、法令、定款および社内規程の遵守状況について内部監査を実施する。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役会、経営会議などの議事録、および稟議書、契約書などの取締役の職務執行に係る重要な文書は、「情報セキュリティ基本規程」「文書管理規程」に則り、適切に保存・管理する。
- (2) 「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティ管理責任者としてCISO（チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー）を設置するとともに、各部署に情報管理責任者を置き、当社の保有する情報資産の適切な情報セキュリティ体制を確保する。
- (3) リスクマネジメント所管部署は、取締役および使用人の情報セキュリティに対する意識の定着と運用の徹底を図るため、社内研修を定期的実施する。
- (4) 内部監査所管部署は、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理について内部監査を実施する。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスク管理の状況を点検し、全社ベースのリスク管理に関する規程として「リスク管理・危機管理規程」を制定する。
- (2) 「リスク管理・危機管理規程」に基づき、リスク管理責任者を置くとともに、リスク管理委員会を設置し、リスク管理が有効に機能するため体制を確保する。
- (3) 事業活動に重大な影響を及ぼすシステム障害、情報漏洩、災害などの危機が発生した場合には、「リスク管理・危機管理規程」に基づき、緊急対策本部を設置し、緊急対策本部の指示のもと、損失（被害）の最小化を図る。
- (4) リスク管理委員会を定期的開催し、リスクに対する評価・分析および対策・対応の進捗状況の把握を行い、その結果を取締役に報告する。
- (5) 内部監査所管部署は、リスク管理体制について内部監査を実施する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令や定款で定められた事項、「取締役会規程」に定められた事項およびその他の経営に関する重要事項の決定を行う。
- (2) 取締役会で決定された会社方針に従い、代表取締役または業務執行取締役の指示のもと、各部署長が担当業務の執行を行う。
- (3) 業務執行にあたっての職務（役割）の範囲と責任は「組織管理規程」およびその別表である「業務分掌表」に定めるとともに、「稟議規程」にて決裁基準および決裁者を定める。
- (4) 内部監査所管部署は、業務の執行が法令、定款および社内規程に則って適正に行われているかについて内部監査を実施する。

#### 5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社親会社（ソフトバンク株式会社）が定める「ソフトバンク企業行動憲章」および「ソフトバンク行動規範」に従い、ソフトバンクグループの基本理念を理解・共有し、当社および当社グループ各社の取締役・使用人に周知徹底を図る。
- (2) CCOは、当社親会社（ソフトバンク株式会社）が定期的実施するCCO・経営幹部コンプライアンス研修に出席し、ソフトバンクグループの子会社としてコンプライアンスに関する情報共有を受ける。
- (3) CISOは、当社親会社（ソフトバンク株式会社）が定期的開催するグループ情報セキュリティ委員会に出席し、ソフトバンクグループの子会社として情報セキュリティに係わる方針・技術・対策などに関する情報共有を受ける。
- (4) 内部監査所管部署は、親会社（ソフトバンク株式会社）が定期的開催するグループ内部監査人連絡会に出席し、内部監査の方針・実務に関する情報共有を受ける。
- (5) 当社は「子会社管理規程」を制定し、当社グループ各社の経営に関する一定の事項（決算状況など）はグループ各社より直接、間接に報告を受け体制を確保する。
- (6) 内部監査所管部署は、当社グループ各社が「子会社管理規程」に則って、当社に報告または承認を義務付けられている事項について情報共有を受ける。

#### 6. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 当社は、「SBPLコンプライアンス10カ条」および「反社会的勢力対応規程」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、総務所管部署を窓口として、警察などの外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。

#### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人の配置を求めることができる。
- (2) 当社は、当該使用人の人事異動・人事評価などについては、監査役の同意を得るとともに、当該使用人への指揮・命令は監査役が行うことにより、指示の実効性を確保する。

## 8. 取締役および使用人が監査役に報告をする体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人は、法令や定款に違反する恐れのある場合、ならびに重大なシステム障害、当社グループ各社の事業に係わる法令（競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法、地方自治法、旅行業法など）に関わる事件・事故、コンプライアンス違反およびその他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告する。
- (2) 監査役の要請に応じて、取締役および使用人は、業務および内部統制の状況などを報告する。
- (3) 監査役の要請に応じて、内部監査所管部署は、業務および内部統制の状況などについての内部監査の結果などを報告する。

## 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、必要に応じて経営会議・リスク管理委員会など重要な会議への出席および重要書類の閲覧を行う。
- (2) 監査役は、必要に応じて取締役および使用人からヒアリングを行い、取締役および使用人は監査役から要求のあった文書などを随時提供する。
- (3) 当社は、監査役に報告・相談を行ったことを理由として、報告・相談を行った者が不利な取扱いを受けない体制を確保する。
- (4) 監査役は、代表取締役や会計監査人と定期的にまたは、必要に応じて適宜意見交換を行う。
- (5) 監査の実効性を確保するために、監査役と内部監査所管部署は適宜連携を行う。
- (6) 会計監査人・弁護士などに係る費用その他の監査役の職務の執行について生じる費用は、当社が負担する。